

# CAN DO

## “可能性への挑戦”

第33号

金田会計事務所通信

### 【 分水嶺 】

カニなどの甲殻類は成長するために脱皮します。もし、カニに意識があるとすれば脱皮するのはとても苦痛を伴うことだとか、脱皮した時に敵に狙われるので危険ではないかと思うかもしれませんが。ただ彼らは時が来れば無頓着に脱皮を繰り返してゆきます。我々も過去にとらわれないで自然の摂理として変化の時を捉え、変わることが出来ればいいのですが、様々な『事情』にとらわれてなかなか難しいことが多いのです。

2020年東京オリンピックの開催決定は、単に一都市の出来事として考えるのではなく、実は日本にとっての大きな転機になるのかもしれませんが。日本の運気のサイクルに40年説があり、明治維新(1867年)から40年後に日清、日露戦争を経て太平洋戦争に突入、1945年の終戦。その後の高度経済成長と1985年のプラザ合意以降のバブル経済突入と崩壊後のデフレ不況。今後は日本の国が上昇気流に乗ってゆくというお話です。

国や世界の問題は一見私達には関係のないことのように思えますが、そこには私に対するメッセージがあるのかもしれませんが。方向・方針を誤ると様々な形で教えてくれているような気がします。否、**本当のところ自分自身がよく知っているのかもしれませんが。**

開業10年目を迎えるにあたって、公私に様々なことがありました。順調に行き過ぎると人間は成長しないので、今までが良すぎたのでしょう。ここまで来れたことを感謝するとともに、10年、20年と長く事業を続けておられる方々に心から尊敬の念をいただきます。まずは東京オリンピックに向けて個人的にも新たな目標と方向性を定めて再チャレンジして行く所存です。高い山のこちらとむこうでは全く世界が違うように、**分水嶺を越えて皆様と共に進んで行くことを祈念いたします。**

金田 康良

2013年 11月

# 国外財産調書制度と所得税・相続税

近年、海外からの収入や国外財産についての税金逃れの事件の増加により税務当局の目も厳しいものとなっています。今回は所得税・相続税を中心に基本的な内容を説明するとともに平成 25 年度から提出する義務が課される「国外財産調書」についても触れておきたいと思います。



## 【所得税の基本】

- ① 国内に住む者（「**居住者**」という。）は国内で生じる所得（「**国内源泉所得**」という。）のみではなく、国外で生じる所得（「**国外源泉所得**」という。）についても税務申告をしなければなりません。これを全世界課税といいます。
- ② 居住者のうち、外国籍で、かつ、過去 10 年間のうち合計 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人を「**非永住者**」といい、国内源泉所得及び国内に送金又は支払いされた部分に課税されます。
- ③ 居住者以外の個人を「**非居住者**」といい、国内源泉所得のみ課税され、国内にいないため税務申告をすることができないので、あらかじめ所得から源泉所得税を差し引くことになります。

まとめ

		国内源泉所得	国外源泉所得
居住者	非永住者以外	課税	課税
	非永住者	課税	国内払い、国内に送金された部分のみ課税
非居住者		課税	課税されない

☆ 1 年以上の予定での海外勤務者は出国した日の翌日から「非居住者」になります。出国時に年末調整を行うことになります。

☆居住者は海外の預金や配当についても確定申告をすることになりますが、海外で源泉徴収された税額は「**外国税額控除**」として確定申告時の税額から差し引くことができます。



## 【相続税・贈与税の基本】

- ① 財産取得時に国内に住所を有する者を「**無制限納税義務者**」といい、相続・贈与で受ける全財産が相続税・贈与税の対象となります。
- ② 日本国籍を有する者で財産を取得した時に国内に住所を有しないもの(被相続人・贈与者が国内に 5 年を超えて住所を有しない場合を除く)を「**非居住無制限納税義務者**」といい、同じく全財産が相続税・贈与税の対象となります。
- ③ 国内にある財産を取得した時に国内に住所を有しないもの(上記②を除く)を「**制限納税義務者**」といい、国内財産のみに相続税・贈与税が課されます。

まとめ

被相続人・贈与者		相続人・受贈者				
		国内に住所あり	国内に住所なし			日本国籍なし
			日本国籍あり		日本国籍なし	
			5年以内に国内に住所あり	5年を超えて国内に住所なし		
国内に住所あり		内・外	内・外	内・外	国内財産 ⇒国外財産が追加	
国内に住所なし	5年以内に国内に住所あり	内・外	内・外	内・外	国内財産	
	5年を超えて国内に住所なし	内・外	内・外	国内財産	国内財産	

「内・外」: 国内財産及び国外財産



## 【国外財産調書制度とは】

その年の12月31日において、その価額の合計額が**5000万円を超える国外財産**を有する者はその財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(「国外財産調書」)を翌年3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければなりません。

## 【提出すべき者】

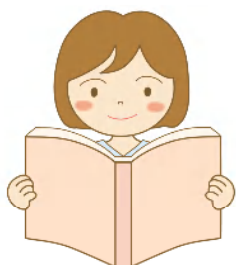
対象となるのは個人ですが、所得税でいう「非永住者」以外の「居住者」であり、「非居住者」は対象になりません。



## 【罰則規定】

故意の調書不提出・虚偽記載についての罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を整備します(併せて情状免除規定を設けます)。平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用

☆ 年末に一時的に出国すれば対象にならないという噂もありますが、「非永住者」、「非居住者」に該当しない場合は適用対象となります。



今回は基礎的な内容に留めており、一部簡略して述べています。海外税務は非常に複雑なものがあり、二国間の租税条約に拠っても異なることがあり、簡単に答えが出るものではないので、詳しくはお気軽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



**金田会計事務所** 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階  
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329  
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <http://kaikei.asia/>